地方独立行政法人大阪市民病院機構
令和７事業年度の業務実績に関する評価結果

令和８年８月

大 阪 市

目　　次

１　地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方　１ページ

２　大項目評価

２－１　「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価　２ページ

（1）　評価結果と判断理由

〈小項目評価の集計結果〉

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

（2）　評価にあたっての意見、指摘等

２－２　「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価　５ページ

（1）　評価結果と判断理由

〈小項目評価の集計結果〉

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

（2）　評価にあたっての意見、指摘等

３　全体評価　７ページ

（1）　評価結果と判断理由

〈全体評価にあたって考慮した事項〉

①　地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標

②　令和７年度における重点的な取組

（2）　評価にあたっての意見、指摘等

1　地方独立行政法人大阪市民病院機構の年度評価の考え方

○　地方独立行政法人大阪市民病院機構（平成 26 年 10 月 1 日設立）について、「大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会の運営及び市長の評価等に関する基本方針」に基づき、次のとおり令和７事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

〈評価の基本方針〉

年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断し、法人が中期目標を達成するために、法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することを目的に評価を行う。

〈評価の方法〉

年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

「項目別評価」では、法人が、病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、報告内容及び自己評価とその判断理由の妥当性について評価委員会において専門的見地からの意見を聴取したうえで評価を行う。

「全体評価」では、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

〈項目別評価の具体的方法〉

項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)小項目評価、(3)大項目評価、の手順で行う。

(1)法人による自己評価

〇法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの５段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

〇業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

(2)小項目評価

〇法人の目標設定及び自己評価の妥当性等について評価委員会から意見を聴取し、総合的に検証のうえ、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの５段階による評価を行う。

(3)大項目評価

〇小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、Ｓ・Ａ～Ｄの５段階による評価を行う。

〈全体評価の具体的方法〉

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

２－１　「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

（1）評価結果と判断理由

○　小項目評価の集計結果では、Ａ評価（「計画どおり」進捗している）となる。

○　特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、Ａ評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり

〈小項目評価の集計結果〉

１６項目中１６項目が小項目評価のⅢ～Ⅳに該当していることから、小項目評価の集計では、Ａ評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	Ⅴ 計画を大幅に上回って実施している	Ⅳ 計画を上回って実施している	Ⅲ 計画を順調に実施している	Ⅱ 計画を十分に実施できていない	Ⅰ 計画を大幅に下回っている
求められる医療の提供	5	0	2	3	0	0
信頼される温かな医療の実践	6	0	3	3	0	0
地域医療連携の強化及び地域への貢献	3	0	2	1	0	0
優れた医療人材の育成・確保と働き方改革	2	0	0	2	0	0
合計	16	0	7	9	0	0
			16			

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

① 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施している場合）の項目は次のとおりであった。

〈（　　）は小項目評価の番号〉

（1）医療の提供（総合医療センター）【Ⅳ】

救急、周産期、小児、感染症、精神といった政策医療分野について、公立病院及び基幹病院として果たすべき役割を適切に果たした。がん医療については、地域がん診療連携拠点病院及び小児がん拠点病院として、様々ながん患者に対し適切な治療を提供するとともに、がんに関する啓発活動等を行った。また、高度・専門医療機関として多くの高難度手術や内視鏡手術支援ロボットによる低侵襲治療を実施した。目標指標とした項目の半数以上で前年度実績及び目標を上回り、公立病院として求められる役割を十分に果たしたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（５）研究機能の強化【Ⅳ】

臨床研究実施件数、企業治験実施件数ともに、前年度実績及び目標を上回った。医師主導治験については、令和元年度以降、全国的に新規実施件数が減少している影響を受け、総合医療センターにおいても減少傾向ではあったが、令和６年度からの治験届出数の下げ止まり傾向もあり、今年度においては横ばいで推移した。目標指標とした全ての項目が目標を上回っており、求められる役割を適切に果たしたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（６）医療安全対策等の徹底【Ⅳ】

目標指標であるインシデントレポート報告件数が、総合医療センター及び十三市民病院のいずれも目標を大きく上回ったほか、適切な感染防止対策の継続を含む総合的な医療安全の徹底に積極的に取り組んだことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（７）医療の標準化【Ⅳ】

目標指標であるクリニカルパス適用率が、総合医療センター及び十三市民病院のいずれも目標を上回り、医療の標準化を進めたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（８）チーム医療の実践及び専門性の発揮【Ⅳ】

総合医療センター及び十三市民病院のいずれも、ＱＯＬ向上のための取組や、各職種が専門性を発揮するチーム医療の一層の推進、高齢社会を迎え変化する医療ニーズへの対応など、患者中心の医療の徹底に積極的に取り組んだ結果、目標指標とした各項目の半数以上で、前年度実績及び目標を上回ったことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（１２）地域医療機関との連携【Ⅳ】

目標指標である紹介率・逆紹介率については、全ての項目で目標を上回っており、医療機関訪問や市民公開講座等を積極的に行い、地域医療機関との病診連携の強化を進めたことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（１３）地域包括ケアシステム推進への貢献【Ⅳ】

目標指標である退院時共同指導料算定件数は、両病院ともに目標・前年度を上回った。総合医療センターでは、ＰＦＭ対象として、緊急入院を含め多くの患者に対応している。また、当日対応の体制を強化し、入院前から退院に向けた課題を洗い出し、地域医療機関等との連携を積極的に進めた。十三市民病院は、すべての予定入院患者に対し入院前スクリーニングを実施し、退院後の療養を担当する施設等とのカンファレンスの実施や療養環境の確認を行った。総合医療センター及び十三市民病院のいずれも、目標指標とした全ての項目で目標を上回っており、計画に定めた各項目を十分に実行したことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（2）評価にあたっての意見、指摘等

令和７事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に向け、小項目番号１～５のとおり**求められる医療の提供**を実施し、小項目番号６～１６のとおり**信頼される温かな医療の実践・地域医療連携の強化及び地域への貢献・優れた医療人材の育成・確保と働き方改革**に取り組み、年度計画を計画どおり実施していると評価できる。

・総合医療センターでは、令和７年１月より導入した単孔式内視鏡手術支援ロボットを含む内視鏡手術支援ロボット ３ 台体制を最大限に活用し、低侵襲医療の推進へのさらなる取組に加え、採血採尿室の集約化に伴う運用変更による待ち時間短縮、マイナ保険証対応の顔認証付きカードリーダーの機能拡充（生活保護受給者の医療扶助のオンライン資格確認対応）を行ったなどの取組が特に評価できる。今後も質の高い総合的な医療の提供に努めてもらいたい。

・十三市民病院においては、緩和ケア病棟の開設や紹介受診重点医療機関の指定を受けるなど、地域に求められる急性期病院として一般医療の回復に取り組むとともに、市内唯一の結核病床の運営を継続するなど、地域の医療ニーズに応えてきたことが高く評価できる。今後も地域の医療機関と連携強化を図りながら、地域の医療ニーズに対応した医療の提供に努めていただきたい。

・住之江診療所は、住吉市民病院廃止後の小児・周産期における一次医療の提供を継続して行ったことが、特に評価できる。引き続き、地域医療の確保に努めてもらいたい。

２－２　「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関する大項目評価

（1）評価結果と判断理由

○　小項目評価の集計結果では、Ａ評価（「計画どおり」進捗している）となる。

○　特段の考慮すべき事項はないため、大項目評価としては、Ａ評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり

〈小項目評価の集計結果〉

８項目の全てが小項目評価のⅢ～Ⅴに該当していることから、小項目評価の集計では、Ａ評価（「計画どおり」進捗している）となる。

	評価の対象項目数	Ⅴ 計画を大幅に上回って実施している	Ⅳ 計画を上回って実施している	Ⅲ 計画を順調に実施している	Ⅱ 計画を十分に実施できていない	Ⅰ 計画を大幅に下回っている
自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立	1	0	0	1	0	0
経営基盤の強化	7	0	3	4	0	0
合計	8	0	3 8	5	0	0

〈小項目評価にあたって考慮した事項〉

小項目評価にあたっては、法人は予め市と調整した評価基準に基づいて自己評価を行っており、業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると評価した。

① 小項目評価がⅣ（計画を上回って実施している場合）の項目は次のとおりであった。

〈（　　）は小項目評価の番号〉

（２０）材料費の適正化【Ⅳ】

物価高騰の影響により契約単価が上昇したことから、材料費比率は総合医療センター及び十三市民病院のいずれも目標には届かなかったものの、評価基準には達している。一方、後発医薬品の採用促進、診療材料の同種同効品への切替推進、共同購入組織への継続加入等により材料費の抑制に取り組んだ結果、両病院の後発医薬品採用率は目標を上回った。以上のことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（２１）経費の適正化【Ⅳ】

機構全体の経費比率が昨年度を上回るなど、物価高騰の影響を大きく受けたものの、業務委託契約における競争的契約候補者決定法の採用など、多様な契約手法の活用を進め、経費の抑制に取り組み、目標を上回る結果であったことから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（２２）修正医業収支比率等の改善【Ⅳ】

修正医業収支比率については、総合医療センターは単価上昇及び患者数の増により医業収益が増加し、目標を上回った。十三市民病院は患者数の回復による医業収益は増加したものの、人件費をはじめとする費用の増加がこれを上回ったため、目標に届かなかった。経常収支比率については、物価高騰や人件費上昇に伴う委託費の増加等の影響を受け前年度より悪化し、総合医療センターは目標を上回ったものの、機構全体では独法化以降初めて損失を計上した。しかしながら、目標指標とした項目の半数以上で目標を上回り、目標未達となった項目についても評価基準には達していることから、Ⅳ評価とした法人の自己評価を妥当と判断した。

（2）評価にあたっての意見、指摘等

令和７事業年度の実績報告を確認すると、中期計画に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に向け、小項目番号１７のとおり**自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立**に努めるとともに、小項目番号１８～２４のとおり**経営基盤の強化**に取り組み年度計画を計画どおり実施していると評価できる。

令和７年度は、引き続きコロナ禍以降に悪化した経営状況の早期回復に向けた取組を進めた結果、医療収益は、入院患者数の増加や入院診療単価の上昇のほか、賃上げ・物価上昇に対する支援事業補助金の交付もあり増収となったことは高く評価できる。

一方で、職員数の増加等に伴う給与費の増加に加え、患者数増加や物価上昇に伴う材料費・委託費等の経費増により医業費用が大幅に増加した。さらに、控除対象外消費税等の増加も影響し、独立行政法人化以降初めて損失を計上する結果となった。

今後、診療報酬改定による増収が見込まれるものの、さらなる給与費の増加や物価上昇に伴う費用増も想定されることから、厳しい経営環境が続くと見込まれ、より一層の取組が必要である。

引き続き効率的な運営を図るとともに、総合医療センターと十三市民病院の連携体制を確実に構築し、市民病院機構全体として経営基盤の強化に向けて取り組まれたい。

３　全体評価

（1）評価結果と判断理由

○　令和７事業年度の業務実績に関する評価については、２ページから６ページに示すように、「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」及び「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」の２つの大項目評価について、A 評価「計画どおり」が妥当であると判断した。

○　大項目評価等の結果に加え、大阪市民病院機構の基本的な目標、令和７年度の重点的な取り組みなどを総合的に考慮し、令和７事業年度の業務実績については、「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」とした。

〈大項目の評価結果〉

市民に提供するサービスその他の業務の質の向上（２ページ）	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり
業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善（５ページ）	S 特筆すべき進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画どおり	C 計画を十分に実施できていない	D 重大な改善事項あり

〈全体評価の評価結果〉
「全体として、年度計画及び中期計画のとおり進捗している」

〈全体評価にあたって考慮した事項〉

①　地方独立行政法人大阪市民病院機構の基本的な目標

地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、これまでの単年度ごとの短期的視点の弊害から脱却し、長期的視点に立ったうえで、意思決定の迅速化を進めて、効率的な病院経営に努め、経営基盤の安定化を図る。

医療を取り巻く環境が急激に厳しさを増す中で、医療制度改革などの変化に的確に対応し、引き続き地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、採算性などの面から民間医療機関では対応が困難な政策医療の提供など公的医療機関としての役割を果たし、患者及び市民の信頼に応えていく。

②　令和７年度における重点的な取組

地方独立行政法人として設立 12 年目となる令和７年度は、中期目標の達成に向け、理事会を定期的に開催し、活発な議論を展開するとともに迅速な意思決定を図りながら、コンプライアンスの推進に取り組み、円滑な病院運営に努めた。

また、公的医療機関としての役割を果たすため、各病院等において求められる医療の提供や患者サービスの向上、地域医療機関との連携及び役割分担の推進、優秀な人材の確保・育成など医療提供体制の整備に努めるとともに、法人全体としても業務運営の改善及び効率化

に向け、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の削減、業務運営の効率化など、経営基盤の強化に引き続き取り組んだ。

総合医療センターでは、施設の長寿命化を図るために順次１病棟を休止しながらの病棟改修工事を行いながらも、新規入院患者数の増、重症病棟や手術室の有効活用等の経営改善策に取り組み、高度専門医療機関としての役割を果たしてきた。

十三市民病院では、緩和ケア病棟の開設や紹介受診重点医療機関の指定を受けるなど、地域に求められる急性期病院として一般医療の回復に取り組んできた。

（２）評価にあたっての意見、指摘等

大項目１に掲げた「市民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関しては、小項目番号１～１６のとおり、求められる医療の提供や患者サービスの向上に努め、地域医療機関との連携及び役割分担を推進し、優秀な人材の確保・育成と働き方改革の取組など、計画どおり実施していると評価できる。

大項目２に掲げた「業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善」に関しては、小項目番号１７～２４のとおり、機構全体の経営マネジメントの強化を図りながら、収入の確保・費用の節減、業務運営の効率化に取り組むなど、計画どおり実施していると評価できる。

以上を踏まえると、令和７事業年度における大阪市民病院機構の取組は、全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗していると評価できる。

しかしながら、経常収支について、独立行政法人化後、初めての損失を計上しており、今後もさらなる給与費の増加や物価上昇に伴う費用増も想定されるなど、厳しい経営環境が続くと見込まれるため、医療機能の維持・向上を図るとともに、より一層の効率的・効果的な病院運営とさらなる経営基盤の強化に努め、引き続き質の高い医療を提供し、市民の信頼に応えてもらいたい。